令和７年４月１日
渋谷区成年後見支援センター

成年後見人等の報酬に係る費用助成のご案内

（法定後見制度利用費用助成事業）

１　事業内容

第三者に成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を委ねることが適切であるにも関わらず、そのための費用負担が困難であるときに、成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業を整備することにより、判断能力が不十分な区民の権利擁護を図る。

２　助成の対象

（１）**【本人（成年被後見人等）の要件】**次の①～③のいずれかに該当すること。

① 本人が後見等開始の申立て時に、渋谷区に住所があること。

② 渋谷区の住所地特例や措置等を受けていること　（※なお渋谷区に転入し、他の区市町村の住所地特例や措置等を受けていた者は、助成対象とならない。）。

③ 後見等開始の申立て後に、他自治体から渋谷区へ転入した場合。

（２）**【成年後見人等の要件】**次の①を原則とし、②に該当する場合はセンターの審査による。

① 渋谷区社会福祉協議会（成年後見支援センター）が申立人に紹介した専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）であること（※ただし、センターが紹介した成年後見人等候補者が選任されなかった場合、又は当該専門職が辞任し他の専門職が選任された場合には、この限りでない。）。

② 各専門職団体に所属する専門職後見人等であること。

（３）**【本人の財産状況】**成年後見人等の報酬付与申立て時点で、次の①～③のすべてに該当すること。

① 収入の額（社会保険料、家賃、施設利用料を除く）が、生活保護における生活扶助相当以下の状況にあること（在宅の場合：月８万円以下，施設の場合：月2万１０００円以下）。

② 預貯金及び現金の額が十分になく、報酬付与対象期間において概ね50万円未満であること。

③ その他不動産等、活用できる資産がなく、今後新たな収入が予定されていないこと。

（４）成年後見人等の報酬を助成する他の制度を利用していないこと。

（５）成年後見人等がこの費用助成の利用登録を事前に受けていること。

３　助成額

助成対象となる費用は、家庭裁判所の審判により決定した成年後見人等の報酬とし、以下を上限とする。

① 預貯金及び現金の額が概ね30万円以下の場合　月額２１,０００円

② 預貯金及び現金の額が概ね50万円以下の場合　月額10,５００円

４　手続き

※詳細は裏面【手続きの流れ】参照

（１）成年後見人等が、あらかじめ利用登録を行う。

（２）家裁の報酬付与審判の後、概ね３ヵ月以内にセンターに助成金の申請を行う。

（３）センターは本人の心身や日常生活、資産等の状況調査をし、運営委員会等の助言を経て審査を行い、助成の可否及び助成金の範囲を決定し、申請者への通知及び助成金の支給を行う。

【手続きの流れ】

【1】利用の登録

① 家庭裁判所に後見等開始の申立て

↓

② 成年後見人等の選任・登記

↓

③ 成年後見人等から、利用登録の申請

初回報告・定期報告のために行った財産調査等により、助成事業の利用の必要性が生じた時点で、登録申請を行う。

申請書類

- ◆ 「成年後見人等の報酬に係る費用助成」利用登録申請書
- ◆ 後見等開始の審判書の写し
- ◆ 後見登記事項証明書の写し
- ◆ 申請者の本人確認書類（写真付き身分証明書）
- ◆ 財産目録・年間収支予定表の写し
- ◆ 利用登録に係る事情説明書　※【成年後見人等の要件】②の場合

↓

④ 利用登録の可否の決定・通知

【2】助成の申請

① 家裁に提出する報告書、財産目録、収支状況報告書の作成

↓

② 成年後見人等が家裁に報酬付与申立てを行う

↓

③ 報酬付与の審判

↓

④ センターに、助成金申請書を提出

申請書類

- ◆ 「成年後見人等の報酬に係る費用助成」に係る助成金支給申請書
- ◆ 後見事務報告書の写し
- ◆ 財産目録の写し・通帳のコピー
- ◆ 収支状況報告書の写し
- ◆ 報酬付与審判書

【3】助成金の支給

① 審査を行い、助成の可否、助成金の範囲、助成金額の決定

↓

② 助成金支給決定の通知、助成金の支給